

平成27年
10月～

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります

社会保障制度や税番号制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、国民一人ひとりが異なる番号を持つマイナンバー制度が始まります。

Q1 マイナンバー(個人番号)とは、どのようなものですか?

平成27年10月から住民票を有するすべての方に順次通知される12桁の番号です。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。



Q2 メリットはなんですか?

- ・年金や傷病手当の申請など面倒な手続きが簡単になります。
- ・行政の手続きが正確かつ迅速になります。
- ・給付金などの不正受給の防止につながります。

Q3 マイナンバーは、いつから誰がどのような場面で使うのですか?

平成28年1月から、税、社会保障、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。なお、マイナンバーは法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。



Q4 マイナンバーはいつどのように通知されるのですか?

平成27年10月から、住民票に記載されている住民に、市区町村から簡易書留で郵送されます。番号通知カードのほかに、個人番号カードの申請書も同封されています。

Q5 個人番号カードは、何に使えるのですか?

表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されますので、本人確認のための身分証明書として使用できます。今後、さまざまなサービスに利用が拡大されていきますので、是非、個人番号カードを申請しましょう。個人番号カードの発行は、無料です。



所得情報やプライバシー性の高い個人情報記載されません。

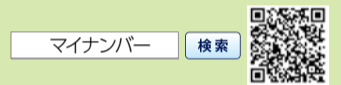
マイナンバーをむやみに他人に教えないようにしましょう



問い合わせ先

- マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル)
☎0570(20)0178
午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)
- お住まいの市町村のマイナンバー制度担当課、または県庁情報政策課

※制度の内容など、詳しくは、ホームページをご覧ください。



問い合わせ先 県庁情報政策課 ☎099(286)2388・2389

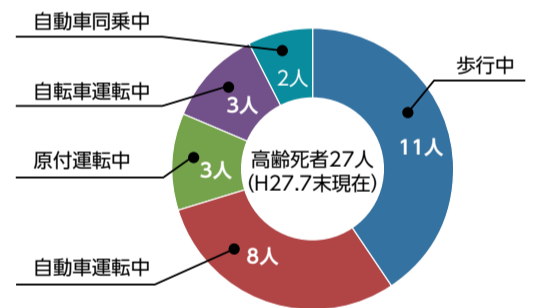
高齢者の交通事故を防ぐために

鹿児島県の交通死亡事故では、高齢者が犠牲となる割合が高く、平成15年から12年連続して全死者の半数以上を高齢者が占め、平成27年7月末現在、全死者44人の5割以上の27人が65歳以上の高齢者となっています。



高齢死者27人のうち11人は歩行中に事故に遭っており、そのうち5人は夜間の歩行中に事故に遭い、5人全員が夜光反射材を着用していませんでした。

また、歩行中死者11人のうち10人は道路横断中に交通事故に遭い、そのうち7人が車から見て道路を右から左に横断中でした。



交通事故防止のポイント

プラス1運動

交通事故に遭わないため次の事項をプラス1!

- ★もう一度左の確認をプラス1! (まず右・左・右を確認!)
- ★夜光反射材をプラス1!
- ★明るい服装をプラス1!

夜間歩行者の見える距離(上向きライト時)

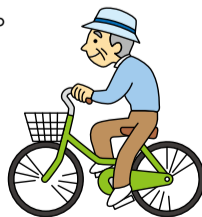
約30m	約50m	約120m
黒っぽい服装	白っぽい服装	反射材着用

道路を歩くときは…

- 道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。
- 暗い時間の外出は、白っぽい明るい色の服装と夜光反射材を着けましょう。

自転車に乗るときは…

- 自転車の信号無視などによる事故も発生しています。交通ルールはしっかり守りましょう。
- 交差点では、止まって安全確認をしましょう。



車を運転するときは…

- 顔を動かして安全確認をしましょう。
- 交差点での一時停止、安全確認を徹底しましょう。
- 交差点での右左折時は、対向車だけでなく、歩行者にも注意しましょう。
- シートベルト、ヘルメットは必ず着けましょう。
- 70歳以上の運転者の方は高齢者マークをつけましょう。
- 体調の悪いときや夜間は、運転を控えましょう。

運転免許の自主返納制度をご存じですか

身体機能の低下などを理由に、自動車などの運転をやめることを運転免許の自主返納といいます。

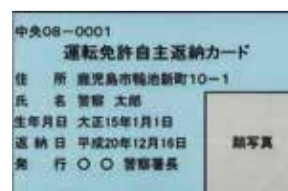
運転免許を自主返納した場合、警察署長が発行する「運転免許自主返納カード」や、身分証明書として利用できる「運転経歴証明書(有料)」の交付を受けることができます。

運転免許の自主返納をされた方には特典があります!

運転免許証を自主返納された方は、路線バス料金の割引など、さまざまな特典を受けることができます。(支援制度の種類や内容は、各自治体によって異なります。)

※支援制度を受けるには「運転免許自主返納カード」または「運転経歴証明書」が必要です。

※詳しくは、最寄りの警察署までお問い合わせください。



〈運転免許自主返納カード〉



〈運転経歴証明書〉

問い合わせ先 県警察本部(交通企画課) ☎099(206)0110